



総統調第 108 号

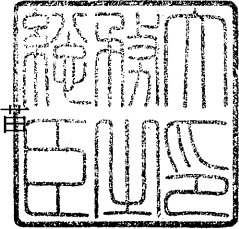
平成 28 年 3 月 22 日

統計委員会委員長

西村 清彦 殿

総務大臣

山本 早苗



諮問第 87 号

就業構造基本調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(平成 19 年就業構造基本調査に係る匿名データの作成について)

今回、総務省は、平成 19 年就業構造基本調査について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 就業構造基本調査について

近年、我が国では雇用形態の多様化による非正規雇用、若年無業者の拡大が顕在化し問題視される一方、少子高齢化に伴う高齢者雇用、女性の就業促進が求められている。

就業構造基本調査では、こうした状況に的確に対応するため、調査を実施する度に調査事項の一部見直しを行うなど、就業及び不就業の実態をより詳細に把握し、国や都道府県などの雇用政策、経済政策など各種行政施策の基礎資料として提供している。

2 平成 19 年就業構造基本調査の匿名データを作成する理由

就業構造基本調査の匿名データについては、過去に答申（諮問第 13 号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」（平成 21 年 3 月 9 日府統委第 22 号））を得ており、平成 4 年、9 年及び 14 年就業構造基本調査の匿名データを作成し、一般の利用に供しているところ。この度、平成 19 年就業構造基本調査についても同様の匿名化手法を用い匿名データを作成するものである。

3 匿名データの作成方法の概要

適用する匿名化措置は、以下のとおりである。

- ・元の統計調査のレコード全てを匿名データに用いるのではなく、それに間引きを施したものを用いる（レコードのリサンプリング）。
- ・直接的な識別情報は、レコードから全面的に削除する。また、レコードの配列順が意味を成さないように、無作為に並べ替えを行う（識別情報の削除等）。
- ・発生頻度の低いレコード又は特徴的な値があるレコードを含む世帯を削除する（裾切りによるレコード削除）。
- ・極端に大きな値は、上限値を設けて頭打ちにする（トップコーディング）。
- ・分類区分の程度は、詳細なものではなく、粗いものとする（リコーディング）。

4 匿名データの作成方法の主な変更点

平成 19 年就業構造基本調査で新規に把握された項目及び調査事項の選択肢等が変更された項目については、原則として、匿名化手法を用いずそのまま提供する。ただし、「初職に就いた年齢」は提供しない。

平成 19 年就業構造基本調査に係る匿名データの作成方法（案）

1 基本的な考え方

平成 4 年、9 年及び 14 年就業構造基本調査に係る匿名データの作成方法に準拠した秘匿措置を講じて作成、提供する。ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し当該年次の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

平成 4 年、9 年及び 14 年就業構造基本調査に係る匿名データと同様に、以下の匿名データを作成する。

調査本体の 標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの 標本の大きさ
約 100 万人	80%	約 80 万人

匿名データの審査表

統計調査名: 就業構造基本調査		平成14年 (ベース年次)	平成19年 (追加年次)	変更理由・備考
母集団情報	平成12年国勢調査 調査区名簿	平成17年国勢調査 調査区名簿		
リサンプリング	世帯単位で無作為抽出 (80%)	同左		
世帯識別情報の匿名化	世帯人員8人以上の世帯を削除 三つ子以上がいる世帯を削除	同左		
ノイズやスワッピング処理	なし	同左		
世帯・個人を特定できる外部の情報の有無	なし	同左		
データの並べ替え	同一世帯の世帯員は世帯員番号順を 保ったまま世帯順はランダムに並び替え	同左		
提供項目等	○:そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない 注)「斜体」は調査事項の選択肢のうち変更された部分を示す。			
都道府県・市区町村番号	×	×		地理的情報
3大都市圏か否か	○ 市区町村を統合して作成	○ 同左		地理的情報
調査区符号	×	×		地理的情報
世帯番号	×	×		
世帯員番号	○	○		
15歳以上の世帯員について	男女	○	○	
	配偶関係	○ 「配偶者なし」	○ 「未婚」、「死別・離別」に分割	調査事項の選択肢の変更
	世帯主との続柄	○	○	
	年齢	▲ 調査項目「出生の年月」を「年齢」に換算して提供 15～84歳は5歳階級 85歳以上はトップコーディング	▲ 同左	
	教育	○ 「短大・高専」 「大学・大学院」	○ 「専門学校」、「短大・高専」に分割 「大学」、「大学院」に分割	調査事項の選択肢の変更
	1年前の常住地	調査なし	○	新規調査項目
	転居前の都道府県名	調査なし	×	新規調査項目
	居住開始の時期	○	調査なし	廃止調査項目
	転居前の居住地	▲ 都道府県名は提供しない(「同じ都道府県内の別の市区町村」、「他の都道府県」等の7区分で提供)	調査なし	廃止調査項目
	転居理由	○	調査なし	廃止調査項目
	ふだんの就業状態	○	○	
	職業訓練・自己啓発の有無	調査なし	○	新規調査項目
	職業訓練・自己啓発の内容	調査なし	○	新規調査項目
	9月末1週間の就業状態	○ 「仕事を休んでいた」 「家事」	○ 「病気・けがのため」、「育児のため」、「家族の介護・看護のため」、「休暇のため」、「その他」に分割 「育児」、「家族の介護・看護」、「育児・介護・看護以外」に分割	調査事項の選択肢の変更
	有業者について	従業上の地位	○	○
雇用形態		○ 「契約社員・嘱託」	○ 「契約社員」、「嘱託」に分割	調査事項の選択肢の変更
起業の有無		調査なし	○	新規調査項目
経営組織		○ 「合名会社・合資会社」、「有限会社」、「株式会社・相互会社」	○ 「合名会社・合資会社・合同会社」、「株式会社、相互会社(有限会社を含む)」に変更	調査事項の選択肢の変更
産業		▲ 報告書の「詳細区分」から統合してリコーディング	▲ 同左	
職業		○ 報告書の「詳細区分」を提供	▲ 同左	報告書の変更により▲に変更。提供内容は前回同様
従業者規模		○ 「1～4人」	○ 「1人」、「2～4人」に分割	調査事項の選択肢の変更
年間就業日数		○ 「250日以上」	○ 「250～299日」、「300日以上」に分割	調査事項の選択肢の変更
就業の規則性		○	○	
週間就業時間		○ 「60時間以上」	○ 「60～64時間」、「65時間以上」に分割	調査事項の選択肢の変更

		平成14年 (ベース年次)	平成19年 (追加年次)	変更理由・備考	
提供項目等		○:そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない 注)「斜体」は調査事項の選択肢のうち変更された部分を示す。			
有業者について (つづき)	個人所得	○	○		
	就業希望意識	○	○		
	就業時間希望	○	○		
	転職希望理由	○	○		
	希望する仕事の形態	○	「パート・アルバイト・契約社員」 「自営業」	「パート・アルバイト」、「契約社員」に分割 「自分で事業を起こしたい」、「家業を継ぎたい」に分割	調査事項の選択肢の変更
	求職活動の有無	○	○		
	就業開始時期	○	○		
	就業理由	○	○		
	副業の有無、従業上の地位	○	○		
	副業の産業	▲	報告書の「詳細区分」から統合してリコーディング	報告書の「大分類」を提供	報告書の変更により○に変更。提供内容は前回同様
	1年前の就業状態	○	○		
	前職の有無	○	○		
	就業希望の有無	○	○		
	就業希望理由	○	○		
希望する仕事の種類	○	○			
無業者について	希望する仕事の形態	○	「パート・アルバイト・契約社員」 「自営業」	「パート・アルバイト」、「契約社員」に分割 「自分で事業を起こしたい」、「家業を継ぎたい」に分割	調査事項の選択肢の変更
	求職活動の有無	○	○		
	非求職理由	○	「家事・育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」	「育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」に変更 「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」を追加	調査事項の選択肢の変更
	求職期間	○	○		
	就業希望時期	○	○		
	非就業希望理由		調査なし	○	新規調査項目
	1年前の就業状態	○	○		
	就業経験の有無	○	○		
	離職時期	○	○		
	離職期間	○	○		
	離職理由	○	「定年又は雇用契約の満了のため」	「定年のため」、「雇用契約の満了のため」に分割	調査事項の選択肢の変更
	従業上の地位	○	○		
	雇用形態	○	「契約社員・嘱託」	「契約社員」、「嘱託」に分割	調査事項の選択肢の変更
	産業	▲	報告書の「詳細区分」から統合してリコーディング	報告書の「大分類」を提供	報告書の変更により○に変更。提供内容は前回同様
前職について	職業	○	○		
	従業者規模	○	「1~4人」	「1人」、「2~4人」に分割	調査事項の選択肢の変更
	継続就業期間	○	○		
	初職と現職等との関係		調査なし	○	新規調査項目
	初職に就いた時期		調査なし	○	新規調査項目
	初職に就いた年齢		調査なし	×	調査項目「出生の年月」と「初職に就いた時期」から換算 新規調査項目
	初職の従業上の地位・雇用形態		調査なし	○	新規調査項目
	世帯について	15歳以上世帯人員	○	○	
		15歳未満世帯人員	○	○	
		年齢別15歳未満世帯人員	○	○	
		世帯の収入の種類	○	○	
		世帯所得	○	「1500万円以上」	「1500~1999万円」、「2000万円以上」に分割

(注1) 初めて匿名データを作成する統計調査の場合は、「追加年次」欄は使用しない。

(注2) 別紙様式第1号の記載例を参考に必要な事項を記載し欄を追加する。

平成19年就業構造基本調査の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、昭和31年の第1回調査以来ほぼ3年ごとに実施、57年以降は5年ごとに実施されている。

2 調査の時期

調査は、平成19年10月1日現在で行った。

3 調査の法的根拠

この調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査(指定統計第87号)で、就業構造基本調査規則(昭和57年総理府令第25号)に基づいて実施した。

4 調査の対象

平成17年国勢調査調査区から約3万調査区を選定し、その調査区内から選定された約45万世帯に居住する15歳以上の世帯員約100万人を対象とした。

ただし、次の者は調査の対象から除いた。

ア 外国の外交団、領事団(随員やその家族を含む。)

イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族

ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者

オ 少年院、婦人補導院の在院者

5 調査の方法

この調査は、総務大臣(統計局長)－都道府県知事－市町村長－統計調査員(指導員)－統計調査員(調査員)－調査世帯の流れにより行った。

調査は、都道府県知事により任命された統計調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、世帯員に関する事項は世帯員各人が記入し、世帯に関する事項は世帯主が記入した。

6 集計及び結果の公表

総務省統計局に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計した。

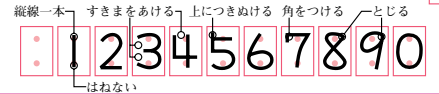
調査の結果は、インターネット等で公表した。

就業構造基本調査調査票

この調査票は、統計以外の目的には使用しませんから、ありのままを記入してください。

○記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
○答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
○文字で回答する場合は、点線の枠内に記入してください。

<数字の記入例> (別添4)



◎15歳以上の各人について記入してください

総務省統計局

1 氏名・男女の別及び配偶者(妻又は夫)の有無 ・配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください	氏名	男 女	4 教育 ・現在、学校に在学しているかどうかについて記入した上で、矢印に従って記入してください。 ・「卒業」の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の学校)について記入してください。 ・予備校などは、ここでいう学校には含めません	在学中	卒業	在学したことがない					
	未婚 配偶者あり 死別・離別	小学 中学		高校 旧制中	専門学校 短大 高専	大学	大学院				
2 世帯主との続柄 ・世帯主の配偶者の祖父・兄弟姉妹は、それぞれ「祖父母」「兄弟姉妹」に含めます	世帯主	世帯主の配偶者	子	子の配偶者	孫	世帯主の父母	世帯主の配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	他の親族	その他
3 出生の年月 ・該当する元号又は西暦について記入した上で年及び月を書いてください	明治	大正	昭和	平成	西暦	現在の居る 同じ市区町村内 同じ都道府県内 他の都道府県 外国					
5 1年前にはどこに住んでいましたか ・東京都港区及び政令指定都市の区の間で移動した場合は「同じ都道府県内の別の市区町村」とします。 ・「他の都道府県」の場合は、都道府県名も書いてください	都道府県										

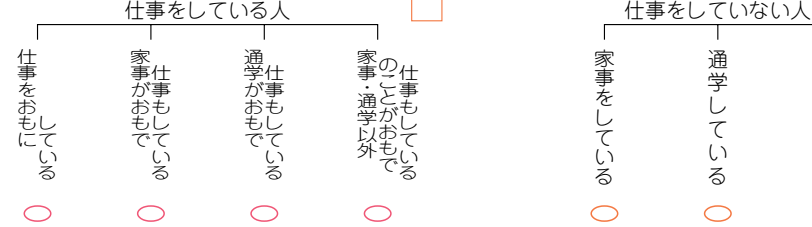
6 あなたはふだん何か収入になる仕事をしていませんか

・ここで「仕事をしている」とはふだん仕事をしており、今後もしていくことになっている場合をいいます

・収入になる仕事には、家業(農業を含む)の手伝いや内職も含みます

・家事には、育児・介護・看護などを含みます

・通学には、「4 教育」欄の記入にかかわらず、予備校・専修学校・各種学校に通っている場合も含みます



・10月1日あるいはその前、数日間たまたま仕事をしたとしても、「仕事をしていない」としますが、季節的な仕事や病気などでたまたま仕事を休んでいる場合は「仕事をしている」とします

・育児休業や介護休業などのため仕事を一時的に休んでいる場合は「仕事をしていない」とします

この調査票は機械にかかけますので汚さないでください	A ふだん仕事をしている人		B ふだん仕事をしていない人		
	A1 勤めか自営かの別等 ・「臨時雇」とは、雇用契約期間が1か月以上1年以内の人。「日雇」とは1か月未満の人をいいます	雇われている人のうち	会社などの役員	自営業主	自営業主
	A1の2 勤め先における呼称 ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく人をいいます。 ・パートの派遣店員、派遣警備員などは派遣元の事業所における呼称について記入してください	常雇	臨時雇	日雇	パート
	A1の3 自分で事業を起こしたのですか	はい	いいえ	はい	いいえ
	A2 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容 ・「官公庁など」の場合は、部課名まで書いてください ・「調査票の記入のしかた」を参考にして詳しく書いてください	(1) 経営組織	個人	合資会社	合資会社
	A3 本人の仕事の内容 ・「調査票の記入のしかた」を参考にして詳しく書いてください	(2) 名称	個人	合資会社	合資会社
	A4 勤め先・業主などの企業全体の従業者数 ・本社・支店・工場なども含めた従業者総数(パートなども含む)について記入してください	(3) 事業の内容	個人	合資会社	合資会社
	A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間 ・この仕事について1年未満の人は、最近の状態をもとにして1年間の見込日数について記入してください ・ふだん残業している場合はそれも含めて記入してください	A4 勤め先・業主などの企業全体の従業者数	1人	2人	3人
	A6 この仕事からの1年間の収入又は収益(税込み) ・この仕事について1年未満の人は1年間の見込額について記入してください ・自営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください	A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間	15時間未満	15時間以上19時間未満	20時間以上22時間未満
		A6 この仕事からの1年間の収入又は収益(税込み)	収入なし	50万円未満	50万円以上100万円未満
			1か月未満	1か月以上	1か月以上

調査区符号	世帯番号	世帯員番号	世帯人員 (世帯主の調査票のみ記入)	5欄の都道府県番号
●●●●●	●●●●●	●●	15歳以上の合計 ●●人	●●●●●

A ふだん仕事をしている人 (第1面から続いて記入)

A 7 あなたはこの仕事を今後も続けますか
 ・同じ会社で配置や勤務地を変えたい場合は「この仕事を続けたい」とします

A 7の2 この仕事で就業時間を増やしたいと思いませんか

A 7の3 どうしてほかの仕事に変わりたいのですか
 (おもなもの一つにマーク)

A 7の4 どのようなかたちで仕事をしたいのですか
 (おもなもの一つにマーク)

A 7の5 仕事を探したり開業の準備をしたりしていますか

A 8 この仕事にはいつついたのですか
 ・該当する元号又は西暦について記入した上で年及び月を書いてください

A 9 どうしてこの仕事についたのですか
 (おもなもの一つにマーク)

A 10 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事もしていますか

A 11 勤め先・業主などの事業の内容
 ・『調査票の記入のしかた』を参考にして詳しく書いてください

A 12 1年前は何をしていたのですか

A 13 現在のおもな仕事づくりに何か別の仕事をしていたことがありますか

おもな仕事について (続き)

おもな仕事以外の仕事について

B ふだん仕事をしていない人 (第1面から続いて記入)

B 10 1年前は何をしていましたか

B 11 今までに何か仕事をしていたことがありますか

C 前の仕事について

C 1 前の仕事をいつやめたのですか
 ・該当する元号又は西暦について記入した上で年及び月を書いてください

C 2 どうして前の仕事をやめたのですか
 (おもなもの一つにマーク)

C 3 前の仕事の勤めか自営かの別等
 ・「臨時雇」とは、雇用契約期間が1か月以上1年以内の人。「日雇」とは1か月未満の人をいいます

C 3の2 勤め先における呼称
 ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく人をいいます。
 ・パートの派遣店員、派遣警備員などは派遣元の事業所における呼称について記入してください

C 4 勤め先・業主などの事業の内容
 ・『調査票の記入のしかた』を参考にして詳しく書いてください

C 5 本人の仕事の内容
 ・『調査票の記入のしかた』を参考にして詳しく書いてください

C 6 勤め先・業主などの企業全体の従業員数
 ・本社・支店・工場なども含めた従業員総数(パートなども含む)について記入してください

C 7 前の仕事はどれくらい続けていたのですか

C 8 最初についた仕事は現在の仕事又は前の仕事と別ですか
 ・通学のかたわらにしたアルバイトなどはここでいう「最初の仕事」とはしません

C 9 「最初の仕事」にはいつついたのですか
 ・該当する元号又は西暦について記入した上で年及び月を書いてください

C 10 「最初の仕事」の勤めか自営かの別・勤め先における呼称
 ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく人をいいます。
 ・パートの派遣店員、派遣警備員などは派遣元の事業所における呼称について記入してください

この調査票は機械にかかけますので汚さないでください

D 訓練・自己啓発について

D この1年間に仕事に役立てるための訓練や自己啓発をしましたか

Dの2 訓練や自己啓発の種類
 (行ったものすべてにマーク)

(勤め先が実施したもの)

(自発的に行ったもの)

→ うち公的助成のあったもの

E 9月末1週間(9月24日～30日)に仕事をしたかどうかの別

E 9月末1週間(9月24日～30日)に仕事をしたかどうかの別
 ・9月末1週間(9月24日～30日)に少しでも仕事をしたかどうかについてふだんの状況にかかわらず記入してください。
 ・仕事とは、収入をともなう仕事(個人経営の商店や農家など)の手伝いや内職も含めます。
 ・育児(介護)休業にともなう給付金をもらうことになっていても勤め先から賃金・給料をもらうことになっていない場合は「仕事を休んでいた」とはしません(『調査票の記入のしかた』参照)

仕事を休んでいた人の中に、仕事を少しもしなかった人のうち

F 世帯について(世帯主のみ記入してください)

F 1 世帯の収入の種類
 ・世帯全体の収入について記入してください

(おもなもの一つ)

(その他該当するものすべて)

F 2 世帯全体の年間収入(税込み)

F 2 世帯全体の年間収入(税込み)

F 3 15歳未満の世帯人員

15歳未満の合計

ご協力ありがとうございます

平成19年就業構造基本調査の標本設計の概要

1 標本抽出方法

標本抽出方法は、第1次抽出単位を平成17年国勢調査調査区(以下「調査区」という。)、第2次抽出単位を住戸とし、それぞれの抽出単位を層化した後に抽出を行う層化2段抽出法である。

第1次抽出では、全国から約3万調査区を抽出し、第2次抽出では、約45万住戸を抽出した。調査標本は、この方法により抽出された住戸に居住する15歳以上の世帯員全員である。

(1) 調査区の抽出(第1次抽出)

第1次抽出単位である調査区の抽出は、以下の手順により行った。

ア 標本調査区は、次のものを除く全国の調査区の中から抽出した。

- (ア) 山岳・森林・原野地帯等のある区域
- (イ) 刑務所・拘置所等のある区域
- (ウ) 自衛隊区域
- (エ) 駐留軍区域
- (オ) 水面調査区

イ 各調査区について、平成17年国勢調査の結果等に基づく特性により、次の7層に分類した。

- 層1:人口が0の調査区
- 層2:世帯数が15以下の調査区
- 層3:学生の寮・寄宿舎のある調査区
- 層4:病院・療養所及び社会施設のある調査区
- 層5:給与住宅のある調査区
- 層6:漁業の就業者の多い調査区
- 層7:上記以外の調査区

ウ 層ごとに、調査区を次の基準により配列した。

- (ア) 都道府県
- (イ) 市区町村コード(標本抽出時)
- (ウ) 平成17年国勢調査の結果等に基づく特性 ※層7のみ
- (エ) 市区町村コード(国勢調査時)
- (オ) 平成17年国勢調査調査区番号

エ ウの配列を基に、層1から層6まではそれぞれ都道府県ごとに全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上人口に対して確率比例系統抽出により調査区を抽出した。

層7は市区町村ごとに全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上人口に対して確率比例系統抽出により調査区を抽出した。

(2) 住戸の抽出(第2次抽出)

第2次抽出単位である住戸の抽出は、以下の手順により行った。

ア 標本調査区ごとに、調査区に含まれる全ての住戸を、「居住者無」、「居住者有」の順に配列した。

イ アの配列を基に、標本調査区ごとに、抽出起番号を1とし、抽出間隔を「居住者有」の住戸数を15で除し小数点以下を切り上げた値として、等確率系統抽出法により住戸を抽出した。

ウ 抽出された「居住者有」の住戸数が15未満の場合は、最初に抽出された「居住者有」の住戸の次の住戸以降の配列について、抽出住戸数が15になるまでイと同様に再度抽出を行った。

2 推定方法

結果の推定方法は、比推定の考え方に基づいている。例えば、有業者数は次の式で表される。

$$\text{有業者数} = \frac{\text{線型推定による有業者数}}{\text{線型推定による人口}} \times \text{基準人口}$$

ただし、実務上は、上記の算式を次のように用いている。基準人口は、別途推計した地域、男女、年齢階級、世帯の種類別人口を用いた。

$$\text{有業者数} = \frac{\text{線型推定による有業者数}}{\text{線型推定による人口}} \times \text{基準人口} = \text{線型推定による有業者数} \times \frac{\text{基準人口}}{\text{線型推定による人口}}$$

3 推定値の標本誤差

標本誤差の算出は、副標本方式により行った。

副標本方式による標本誤差の計算は、事後的に6組の副標本を設定し、この6組の副標本ごとに算出された推定値を用いて算出した。

前回答申における「今後の課題」への対応

諮問第13号の答申「全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」（平成21年3月9日府統委第22号）における検討事項への対応

検討事項

前回の4統計調査（平成4年、9年及び14年就業構造基本調査を含む。）の匿名データに係る統計委員会の答申では、「複数の匿名データの作成の可能性についての検討」、「平成元年以前の年次拡張及び調査実施後5年基準の緩和」及び「トップコーディング等が行われた変数の平均値等（メタデータ）の整備」の3点が今後検討する事項として答申されている。

対応策

1 「複数の匿名データの作成の可能性についての検討」について

年齢各歳別の匿名データ等の作成の可能性を探るため、複数の匿名データのマッチングによる調査客体の特定の危険性に関する研究を行ったところ、現行匿名データの一部のサンプルを再抽出する方法では、危険性があることが判明した。

今後は、引き続き別の方法による作成の可能性について検討する予定である。

2 「平成元年以前の年次拡張及び調査実施後5年基準の緩和」について

平成元年以前の年次拡張については、長期の時系列分析のニーズがあることは承知しているが、よりニーズの高い直近の匿名データの提供を重視し、継続年追加を優先することで、直近の匿名データのより速やかな提供を開始したいと考えている。

また、調査実施後5年基準の緩和については、調査実施から一定の期間を経過することで、世帯や個人の属性に変化が生じ、個人が特定しにくくなる効果があることや、就業構造基本調査は5年周期であり、5年以上経過することで、次回調査を実施する際に、その次回調査の調査客体が、当該統計調査のうち最新のものに関する匿名データは提供されていないことを知ることにより、匿名データに対して抱き得る不安感を一定程度緩和する効果があると考えられるため、緩和については行わないこととする。

3 「トップコーディング等が行われた変数の平均値等（メタデータ）の整備」について

就業構造基本調査の匿名データは、年齢を85歳以上でトップコーディングしている。多変量解析等に資するため、85歳以上の平均年齢等を提供することとする。

就業構造基本調査に係る匿名データの作成の論点（案）

平成 28 年 3 月 22 日

1. 匿名性及び有用性の確保

平成 19 年就業構造基本調査（以下、「19 年調査」）の匿名データ作成においては、過去に答申を得た平成 4 年就業構造基本調査、平成 9 年就業構造基本調査、平成 14 年就業構造基本調査（以下、「14 年調査」）の匿名データ作成手法を用いつつも、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、以下の事項について、19 年調査の作成手法を変更するもしくは変更しないこととしているが、匿名性及び有用性が確保されているか。

(1) 世帯員の年齢の匿名化措置

19 年調査における世帯員の年齢の匿名化措置は 14 年調査から変更せず、15～84 歳は 5 歳階級、85 歳以上はトップコーディングとしているが、調査の利用目的に照らして適当か。

(2) 19 年調査において変更された項目の匿名化措置

①新規調査項目の提供方法は、適当か。

②調査事項の選択肢が変更された項目は原則としてそのまま提供することとしているが、適当か。

2. 前回答申における「今後の課題」への対応

前回答申^(注)において「今後の課題」とされた以下の事項への対応は適当か。

(1) 複数の匿名データの作成

「匿名化措置を課す情報及びその程度が異なる複数の匿名データの作成の可能性について検討する」についての対応。

(2) 匿名データの提供時期の短縮化

「調査実施後 5 年以上経過したものを提供するという基準を緩和することについて検討する」についての対応。

(3) トップコーディング等が行われた変数

「トップコーディング等が行われた変数についても多変量解析に十分利用できるよう、当該変数の平均値等をメタデータとして整備する」についての対応。

(注) 諮問第 13 号の答申は、就業構造基本調査のほか、全国消費実態調査、社会生活基本調査、住宅・土地統計調査を含めた統計調査の匿名データ作成に係る答申